

## 国際希少野生動植物種の追加及び削除の内容

### 1. 国際希少野生動植物種に追加する種

#### (1) トリケクス・セネガレンシス（アフリカマナティー）

##### 1) 分類及び種名

海牛目 マナティー科  
アフリカマナティー  
*Trichechus senegalensis*



##### 2) 分布状況

モーリタニア、セネガル、マリ等の西アフリカ地域の沿岸域と河川に生息。  
個体数は1万頭以下。

##### 3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

干ばつや人口増加に伴う生息地の劣化が懸念されているとともに、同種に由来する肉や油脂、薬用製品についての活発な闇市場が存在し、密猟により、種の存続が持続不可能なレベルに達している。

##### 4) ワシントン条約COP16の結果

ベニン、セネガル及びシエラレオネが共同で附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。

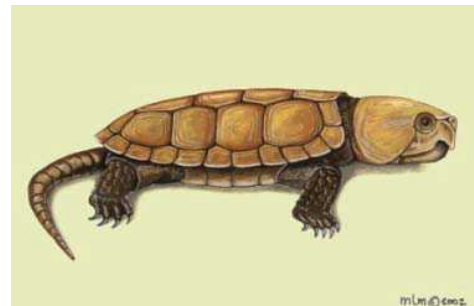
#### (2) プラテュステルノン・メガケファルム（オオアタマガメ）

##### 1) 分類及び種名

かめ目 おおあたまがめ科全種

##### 2) 分布状況

カンボジア、中国中部・南部、香港、ラオス、ミャンマー北部、タイ北部・西部、ベトナム北部・南部に生息。個体数は不明だが、国際自然保護連合のレッドリストではEndangeredに位置付けられている。



##### 3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

ペット用及び食用として高価に売買されており、乱獲と生息可能な環境の消失が深刻な脅威となっている。

##### 4) ワシントン条約COP16の結果

米国及びベトナムが共同で附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。

(3) ゲオケロネ・プラテュノタ (ビルマホシガメ)

1) 分類及び種名

かめ目 りくがめ科

ビルマホシガメ

*Geochelone platynota*

2) 分布状況

ミャンマー中部に生息。野生下では絶滅寸前の状況。

3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

食用や薬用、輸出用ペットとしての過度な捕獲が主要な脅威となっている。

4) ワシントン条約COP16の結果

米国が附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。



(4) キトラ・キトラ (タイコガシラスッポン)

1) 分類及び種名

かめ目 すっぽん科

タイコガシラスッポン

*Chitra chitra*

2) 分布状況

インドネシア、マレーシア、タイに生息。個体数は不明だが、国際自然保護連合のレッドリストではCritical Endangeredに位置付けられている。

3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

食用やペットとしての過度な捕獲が主要な脅威となっている。

4) ワシントン条約COP16の結果

米国及び中国が共同で附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。



(5) キトラ・ヴァンディユキ (ビルマコガシラスッポン)

1) 分類及び種名

かめ目 すっぽん科

ビルマコガシラスッポン

*Chitra vandijki*

2) 分布状況

ミャンマーに生息。生息数は不明。

3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

食用やペットとしての過度な捕獲が主要な脅威となっている。

4) ワシントン条約COP16の結果

米国及び中国が共同で附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。

(6) プリスティス・マイクロドン

1) 分類及び種名

のこぎりえい目

のこぎりえい科

*Pristis microdon*



2) 分布状況

インド洋から西太平洋海域にかけての沿岸に分布。個体数は不明だが生息地が急速に縮小している。

3) 絶滅のおそれを生じさせている要因

生息環境の減少や過度な捕獲が主要な脅威となっている。

4) ワシントン条約COP16の結果

オーストラリアが附属書Iへの本種の掲載を提案し、全会一致で可決された。

## 2. 国際希少野生動植物種から削除する種

(1) ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ (イタリアシャモア)

1) 分類及び種名

偶蹄目 うし科 イタリアシャモア

*Rupicapra pyrenaica ornata*



2) 分布状況

イタリアのアペニン山脈に3つの亜個体群が存在。過去20年で個体数は3倍程度に増加し、現在1,500頭程度が生息する。

3) 附属書Iからの削除理由

個体数は増加しており、国際取引の問題も生じていないことから、輸出国の許可によって商業取引が認められる附属書IIに移行するもの。

4) ワシントン条約COP16の結果

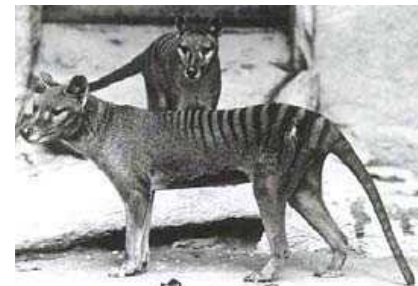
EUが附属書IIへの本種の移行を提案し、全会一致で可決された。

(2) テュラキヌス・キュノケファルス (フクロオオカミ)

1) 分類及び種名

有袋目 ふくろおおかみ科 フクロオオカミ

*Thylacinus cynocephalus*



2) 分布状況

かつてはオーストラリア本土及びタスマニア島の広い範囲に分布していた。

3) 附属書Iからの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

オーストラリアが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(3) オニョコガレア・ルナタ (ミカヅキツメオワラビー)

1) 分類及び種名

カンガルー目 カンガルー科  
ミカヅキツメオワラビー  
*Onychogalea lunata*



2) 分布状況

かつてはオーストラリア西部の乾燥地帯や半乾燥地帯に分布していた。

3) 附属書 I からの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

オーストラリアが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(4) カロプリュヌス・カンペストリス (サバクネズミカンガルー)

1) 分類及び種名

カンガルー目 ねずみカンガルー科  
サバクネズミカンガルー  
*Caloprymnus campestris*



2) 分布状況

かつてはオーストラリアの南オーストラリア州とクイーンズランド州の限られた乾燥地域に分布していた。

3) 附属書 I からの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

オーストラリアが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(5) カエロプス・エカウダトゥス (ブタアシバンディクート)

1) 分類及び種名

バンディクート目 カエロポディダエ科  
ブタアシバンディクート  
*Chaeropus ecaudatus*



2) 分布状況

かつてはオーストラリアの広い範囲に分布していた。

3) 附属書 I からの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

オーストラリアが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(6) マクロティス・レウクラ (チビミミナガバンディクート)

1) 分類及び種名

バンディクート目 ミミナガバンディクート科

チビミミナガバンディクート

*Macrotis leucura*



2) 分布状況

かつてはオーストラリアの南オーストラリア州北東部やノーザンテリトリー南東部等に分布していた。

3) 附属書 I からの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

オーストラリアが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(7) ロフラ・インペリアリス (テイオウキジ)

1) 分類及び種名

きじ目 きじ科 テイオウキジ

*Lophura imperialis*



2) 分布状況

ベトナムに分布。

3) 附属書 I からの削除理由

コサンケイとハッカンの自然交雑種であることが判明したため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

スイスが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(8) カンペフィルス・インペリアリス (メキシコハシジロキツツキ)

1) 分類及び種名

きつつき目 きつつき科 メキシコハシジロキツツキ

*Campephilus imperialis*



2) 分布状況

かつてはメキシコのシエラマドレ、西トランスメキシコ火山帯西部の標高 2000m以上に分布していた。

3) 附属書 I からの削除理由

絶滅したと考えられるため。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

メキシコが附属書 I から本種の削除を提案し、全会一致で可決された。

(9) パピリオ・ホスピトン (コルシカキアゲハ)

1) 分類及び種名

ちょう目 あげはちょう科

コルシカキアゲハ *Papilio hospiton*



2) 分布状況

フランスのコルシカ島とイタリアのサルジニア島に分布。個体数は生体で1万以上と推定される。

3) 附属書 I からの削除理由

両生息地の個体群は安定しており、顕著な脅威はないことから、輸出国の許可によって商業取引が認められる附属書 II に移行するもの。

4) ワシントン条約 COP16 の結果

EUが附属書 II への本種の移行を提案し、全会一致で可決された。

### 3. 今後の予定等

平成 25 年 4 月 26 日 (金) から平成 25 年 5 月 25 日 (土) までの間、パブリックコメントを実施中。

ワシントン条約の今回の附属書改定は、締約国会議で採択された平成 25 年 3 月 14 日から起算して 90 日目の平成 25 年 6 月 12 日に効力が生じるため、同じ期日に改正政令を施行する予定。